

業 務 規 程

地方卸売市場
株式会社 一印上越魚市場

業 務 規 程

目 次

第1章 総則

- 第 1 条 趣旨
- 第 2 条 開設者の責務
- 第 3 条 取扱品目

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

- 第 4 条 卸売業者
- 第 5 条 せり人

第2節 買受人

- 第 6 条 買受人の承認
- 第 7 条 名称変更等の届出
- 第 8 条 買受人の承認の取消し等
- 第 9 条 買受人章
- 第 10 条 買受人保証金

第3節 付属営業人

- 第 11 条 付属営業人の設置
- 第 12 条 付属営業の規制等

第3章 売買取引および決済の方法

- 第 13 条 売買取引の原則
- 第 14 条 売買取引の方法等
- 第 15 条 差別的取扱いの禁止
- 第 16 条 売買取引条件の公表
- 第 17 条 卸売予定数量等の公表
- 第 18 条 受託契約約款
- 第 19 条 衛生上有害物品の売買禁止
- 第 20 条 仕切及び送金
- 第 21 条 委託手数料の額
- 第 22 条 買受代金の支払義務
- 第 23 条 買受人に対する奨励金の交付
- 第 24 条 決済の方法

第4章 市場施設の使用

- 第 25 条 施設の使用指定
- 第 26 条 用途変更、原状変更、転貸等の禁止

第 27 条	補修弁済
第 5 章 管理	
第 28 条	卸売業者の事業報告書の提出等
第 29 条	報告等
第 30 条	市場秩序の保持等
第 31 条	清潔の保持
第 6 章その他	
第 32 条	関係規程の制定
附則	

業 務 規 程

第 1 章 総則

(趣 旨)

第 1 条 地方卸売市場株式会社一印上越魚市場が開設する地方卸売市場（以下「市場」という。）の運営に関しては、この業務規程に定めるところによる。

(開設者の責務)

第 2 条 開設者は、市場の業務の運営に関し、卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱を行ってはならない。

(取扱品目)

第 3 条 市場の取扱品目は、次に掲げる生鮮食料品等とする。

水産物部 生鮮水産物およびその加工品を主たる取扱品目とし、野菜・果物およびこれらの加工品、花き、肉類およびその加工品を従たる取扱品目とする。

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者

(卸売業者)

第 4 条 市場において第 3 条の規定による取扱品目の卸売の卸売業務を行なう者（以下「卸売業者」という。）の名称は、次のとおりとする。

水産物部

地方卸売市場株式会社一印上越魚市場

(せり人)

第 5 条 卸売業者が市場において行なう卸売のためのせり人は、せり人として卸売業者の代表者が選任した者とする。

2 せり人は、卸売のせりに従事するときは記章を着用しなければならない。

第 2 節 買受人

(買受人の承認)

第 6 条 卸売業者から卸売を受けようとする者は、取扱品目の部類ごとに開設者の承認を受けなければならない。

2 第 1 項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。

(1) 氏名、名称、商号、住所および略歴

(2) 法人の場合にあつては、資本または出資の額、および役員の氏名

(3) 卸売を受けようとする取扱品目の部類および買受見込み高

(4) その他の必要な事項

- 3 開設者は第1項の承認を受けようとする者が卸売の相手方として必要な知識および資力信用を有しない者であるときは、同項の承認をしないものとする。

(名称変更等の届出)

第7条 前条第1項の承認を受けた者(以下「買受人」という。)は次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を開設者に届出なければならない。

(1) 氏名、名称、商号または住所を変更したとき。

(2) 買受人としての業務を廃止しようとするとき。

- 2 買受人が死亡または解散したときは、当該買受人の相続人または清算人は、遅滞なく、その旨を開設者に届出なければならない。

(買受人の承認の取消し等)

第8条 開設者は、買受人が第6第3項に該当することとなった場合は、その承認を取消しするものとする。

- 2 開設者は、買受人が各号のいずれかに該当することとなったときは、その市場における売買取引の全部または一部を制限することができる。

(1) 売買取引に関し不正の行為があったとき。

(2) 買受代金の支払いを怠ったとき。

(3) 保管の費用もしくは損失金の支払いを怠ったとき。

(4) 正当な理由がなくて引続き3か月以上休業したとき。

(買受人章)

第9条 開設者は、買受人の承認をしたときは、買受人章を交付するものとする。

- 2 買受人は、前項による買受人章を市場内において着用しなければならない。

(買受人保証金)

第10条 卸売業者は、卸売を受けようとする買受人から保証金の預託を受けることができる。

第3節 付属営業人

(付属営業人の設置)

第11条 開設者は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、出荷者、買受人その他市場の利用者に便益を提供し、または市場の機能の充実はかるため、次に掲げる者に対し、市場内において店舗その他の施設を設けて営業することを承認することができる。

- (1) 第3条で定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行なう者、市場の取扱品目の保管運搬等を行なう者、その他市場の機能の充実に資するものとして別に定める業務を営む者

(2) 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして別に定める業務を営む者

2 前項の承認を受けて市場内において営業しようとする者は、別に定める申請書を開設者に提出しなければならない。

3 開設者は、前項の承認をした場合には、明らかな契約を締結しなければならない。

(付属営業の規制等)

第12条 開設者は、付属営業の適正な運営を確保するため、とくに必要があると認めるときは、付属営業人に対してその業務または取扱品目の販売について必要な指示をすることができる。

第3章 売買取引および決済の方法

(売買取引の原則)

第13条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法等)

第14条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対取引によらなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第15条 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者または買受人その他の卸売を受けようとする者に対して不当に差別的な取扱をしてはならない。

(売買取引条件の公表)

第16条 卸売業者は、次に掲げる事項について、公表しなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(5) 生鮮食料品等の卸売代金の支払期日及び支払い方法

(6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)

(卸売予定数量等の公表)

第17条 開設者及び卸売業者は、市場において取り扱う生鮮食料品等について毎開場日、当日上場される主要な品目の卸売予定数量及び前開場日に上场された主要な品目の数量及びその卸売価格を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。

2 開設者及び卸売業者は、当日上場された主要な品目の卸売の数量及びその卸売

価格を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。

- 3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第 16 条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る）を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。

（受託契約約款）

第 18 条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引き受けについて受託契約約款を定め、開設者の承認を受けなければならない。

- 2 第 1 項の受託契約約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 委託物品の引渡しおよび受領に関する事項
- (2) 受託物品の保管に関する事項
- (3) 受託物品の手入れ等に関する事項
- (4) 受託場所に関する事項
- (5) 送り状または発送案内に関する事項
- (6) 受託物品の上場に関する事項
- (7) 販売条件の設定、変更およびその取扱方法に関する事項
- (8) 委託の解除、委託替および再委託に関する事項
- (9) 委託手数料の額に関する事項
- (10) 委託者の負担すべき費用に関する事項
- (11) 仕切に関する事項
- (12) その他

- 3 卸売業者は、第 1 項の受託契約約款を定めたときは、関係者に周知しなければならない。

- 4 第 2 項に掲げる事項を変更しようとするときは、開設者の承認を受けなければならない。

（衛生上有害物品の売買禁止）

第 19 条 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

- 2 衛生上有害な物品は、市場において販売しまたは販売の目的をもって所持してはならない。

- 3 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差止め、または撤去を指示することができる。

（仕切及び送金）

第 20 条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、委託者に対して次により売買仕切書及び売買仕切金（当該卸売をした物品の単価（せり売、入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）と数量の積の消費税に当たる金額を含む）

以下同じ。)を送付しなければならない。ただし、特約のある場合は、この限りでない。

- (1) 売買仕切書 当該物品の卸売をした日から10日以内
- (2) 売買仕切金 卸売業者の定める売買仕切金の締切日から15日以内
 - 2 前項の売買仕切書には、該当卸売をした物品の品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税に当たる金額、控除すべき次条に規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となるものの項目及び金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)並びに売買仕切金の金額を正確に記載しなければならない。
 - 3 卸売業者は、第1項の売買仕切金を、現金又は口座振替により送付しなければならない。

(委託手数料の額)

- 第21条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額を定めるときは、あらかじめその内容を開設者に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとする場合も同様とする。
- 2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。
 - 3 開設者は、第1項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。

(買受代金の支払義務)

- 第22条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の買い受けた金額にその消費税に当たる金額を上乗せした金額の買受代金を卸売業者の定める買受代金の締切日から12日以内に支払わなければならない。ただし、特約のある場合はこの限りでない。
- 2 前項ただし書きの特約は、その他の買受人に対して不当な差別的な取扱いとなるものであってはならない。
 - 3 買受人は第1項の買受代金を、現金又は口座振込により支払わなければならない。

(買受人に対する奨励金の交付)

- 第23条 卸売業者は、販売代金の期限内の完納を奨励するため、買受人に対し完納奨励金を支払ったときは、次の各号に掲げる事項を開設者に報告しなければならない。
- (1) 完納奨励金を交付した買受人の氏名又は名称及び住所
 - (2) 完納奨励金の交付の基準及び交付した金額
 - 2 開設者は、前項の報告を受けた場合において、当該報告に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運

営を阻害するおそれがあると認めるときは、完納奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(決済の方法)

第 24 条 市場における売買取引の決済は、第 20 条から第 23 条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

第 4 章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第 25 条 卸売業者、買受人および付属営業人等が市場内で使用する用地、建物、その他施設（以下「市場施設」という。）の位置、面積、期間その他の使用条件は、開設者がこれを指定する。

2 前項の市場施設の使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。）はその都度定める。

(用途変更、原状変更、転貸等の禁止)

第 26 条 市場施設の使用人は、当該施設の用途または原状を変更し、または当該施設の全部または一部を転貸し、もしくは使用させてはならない。ただし、特別な理由により、開設者の承認を受けた場合は、この限りではない。

(補修弁済)

第 27 条 市場施設を故意または過失により滅失または損傷した者は、その補修をし、またはそれにかわる費用を弁済しなければならない。

第 5 章 管 理

(卸売業者の事業報告書の提出等)

第 28 条 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和 46 年農林省令第 52 号。以下「省令」という。）別記様式第二号により事業報告書を作成し、当該事業年度経過後 90 日以内に開設者に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1 年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申し出があったときは、次に掲

げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込がないと認められ得る者からの閲覧の申出がなされた場合。
- (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合。
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申し出がなされた場合。

(報告等)

第 29 条 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めたときは、取引参加者、または付属営業人に対し、その業務もしくは財産に関し、報告もしくは資料の提出を求めることができる。

- 2 前項に基づき、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めたときは、それぞれ当該人に対し、その業務または会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を申し入れることができる。

(市場秩序の保持等)

第 30 条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、また公共の利益を害するような行為を行ってはならない。

- 2 開設者は、市場秩序の保持または公共の利益をはかるため必要があると認めたときは、市場入場者に対し適当な措置または入場の制限をすることができる。

(清潔の保持)

第 31 条 市場の利用者は、当該市場施設の清潔を保持し、自己の商品、容器その他の物件を整理し放置してはならない。

第 6 章 その他

(関係規程の制定)

第 32 条 この業務規程の施行に関して必要な事項は、関係者が別に定める。

附 則

この規程は令和 2 年 6 月 21 日から適用する。